

子ども・子育て支援新制度に係る関係条例の基準(案)について

1 下野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の基準(案)

※ここでいう府省令は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）である。

区分	国の基準		府省令	市の基準
利用開始に伴う基準	内容・手続きの説明、同意、契約	施設事業者は適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際保護者に対し事前説明を行い、同意を得る。	第5条 第38条	国の基準どおり
	応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	利用の申し込みを受けた時は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第6条 第39条	〃
	定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考(1号認定を受けた子どもについて)	施設においてあらかじめ定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考方法を明示したうえで行う。	第6条第4項	〃
	支給認定の確認、支給認定申請の援助	利用開始にあたって、支給認定証の確認を行う。支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助を行う。	第8条 第9条	〃
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った教育・保育の提供	幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った教育・保育の提供を行う。	第15条	〃
	子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)	子どもへの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)を行う。	第25条	〃
	連携施設との連携(地域型保育事業者のみ)	保育内容に関する支援、卒園後の受け皿の観点から連携施設を設定する。	第42条	〃
	利用者負担等の受領(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	施設・事業者は利用者負担額の支払いを受けるほか教育・保育の質の向上に必要な費用・日用品・行事への参加に要する費用等の支払いを受けることができる	第13条	〃
管理運営等に関する基準	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、掲示	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定を策定、掲示する。	第20条 第23条 第46条 第50条	〃
	秘密保持、個人情報保護	職員は、在職中、退職後を問わず業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。また、施設・事業者は、秘密保持のために必要な措置を講ずることとする。情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。	第27条	〃
	事故発生防止及び発生時の対応	事故の発生又はその再発防止のための措置を講ずること。	第32条	〃

2 下野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準(案)

①家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準 (案)

※ここでいう府省令は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）である。

区分	国の基準	府省令	市の基準
職員配置	1人につき0～2歳児、3人以下（補助者を置く場合は、2人につき5人以下）	第23条第3項	国の基準どおり
資格要件	必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの	第23条第2項	〃
施設	保育を行う専用居室 同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭	第22条	〃
面積	専用居室3.3㎡以上/人(部屋自体は9.9㎡以上) 屋外遊技場3.3㎡以上/人（2歳以上）	第22条	〃
食事	自園調理（一定の要件を満たす場合、外部委託可） 連携施設、社会福祉施設・病院からの搬入可 ※一部経過措置あり	第15条 第16条	〃
連携施設	保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定 ※一部、例外あり	第6条	〃

②小規模保育事業の設備及び運営基準 (案)

※小規模保育事業についてはA型（保育園の分類に近い類型）、C型（家庭的保育に近い類型）B型（A型とC型の中間型）の3種類が設定されている。

※ここでいう府省令は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）である。

区分	類型	国の基準	府省令	市の基準
配置基準	A型 B型	0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人 そのほかに1人以上配置	第29条第2項 第31条第2項	国の基準どおり
	C型	1人につき0～2歳児3人以下（補助者を置く場合は、2人につき5人以下）	第34条第2項	〃
資格要件	A型	保育士	第29条 第31条 第34条 第36条	〃
	B型	保育士1/2以上 保育士以外は必要な研修を実施		
	C型	必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者		
施設	A型	0・1歳児 乳児室/ほふく室	第28条 第32条 第33条	〃
	B型	2歳児 保育室		
	C型	屋外遊技場 付近の代替地可		
面積	A型	乳児室・ほふく室 3.3㎡以上/人	第28条 第32条	〃
	B型	保育室 1.98㎡以上 屋外遊戯場 3.3㎡以上/人		
	C型	乳児室・ほふく室 3.3㎡以上/人 保育室 3.3㎡以上/人 屋外遊戯場 3.3㎡以上/人	第33条	〃
食事	A型 B型 C型	自園調理（一定の要件を満たす場合、外部委託可） 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 ※一部経過措置あり	第15条 第16条	〃
連携施設	A型 B型 C型	保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定 ※一部例外あり	第6条	〃

③居宅訪問型保育事業の設備及び運営の基準

※ここでいう府省令は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）である。

区分	国の基準	府省令	市の基準
職員配置	0～2歳児1人につき1人	第39条	国の基準どおり
資格要件	必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の地意識等を有する市町村長が認める者	第39条	〃
施設	施設基準を設けないことを基準とする	-	〃
面積	面積基準を設けないことを基本とする	-	〃

④事業所内保育事業の設備及び運営の基準(案)

※ここでいう府省令は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）である。

区分	定員	国の基準	府省令	市の基準
職員配置	20名以上	0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人以上。ただし、常時2人以上を配置。	第44条第2項	国の基準どおり
	19名以下	0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人。そのほかに1人以上を配置。	第47条第2項	
資格要件	20名以上	保育士	第44条第1項	〃
	19名以下	保育士1/2以上 保育士以外は必要な研修を実施	第47条	
施設	20名以上	0・1歳児 乳児室/ほふく室 2歳児 保育室	第43条 第48条	〃
	19名以下	屋外遊技場 ※付近の代替地可		
面積	20名以上	乳児室 1.65㎡以上/人 ほふく室 3.3㎡以上/人 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人 屋外遊技場 3.3㎡以上/人	第43条	〃
	19名以下	乳児室・ほふく室 3.3㎡以上/人 保育室 1.98㎡以上/人 屋外遊技場 3.3㎡以上/人	第48条	〃
食事	20名以上	自園調理(一定要件を満たす場合、外部委託可) 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 ※一部例外あり	第15条 第16条	〃
	19名以下			
連携施設	20名以上	保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定 ※一部例外あり	第6条	〃
	19名以下			

3 下野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準(案)

※ここでいう府省令は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）である。

項目	国の基準	府省令	市の基準
従事する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに放課後児童支援員を置く。 ・ 放課後児童支援員は、次のいずれかであって、都道府県知事が行う研修を修了した者とする。 保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等であって2年以上児童福祉事業に従事した者、教員免許を有する者（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）、大学・大学院で社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者、高等学校卒業者等であって2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めた者等 ※ 経過措置：平成32年3月31日まで修了することを予定しているものを含む 	第10条	国の基準どおり
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童支援員は、「支援の単位」ごとに2人以上配置することとし、うち1名を除き補助員でも可とする。 ※ 「支援の単位」は放課後児童健全育成事業において、その提供が同時に一または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 ・ 20人未満の放課後児童健全育成事業者については、専任の有資格職員1名と、同一敷地内にある施設の兼務職員1名でも支障がない場合は可とする。 	第10条	〃
「支援単位」の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「支援の単位」を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。 	第10条	〃
事業の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業における支援は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し家庭、地域等との連携のもと、児童の自主性、社会性、創造性の向上、基本的生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的とする。 ・ 事業者は、利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行う。 ・ 事業者は、地域社会と交流・連携し、保護者及び地域社会に対する運営内容の説明に努める。 ・ 事業者は、運営内容を自己評価し、その結果の公表に努める。 ・ 事業を行う場所の構造設備は、採光、保健衛生、危害防止に十分な考慮を払って設ける。 	第5条	〃
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者とする。 	第7条	〃
職員の知識および技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努める。 ・ 事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修機会を確保する。 	第8条	〃
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用区画（遊びおよび生活の場としての機能、静養のための機能を備えた区画）を設け、支援に必要な設備・備品等を備える。 ・ 専用区画の面積は児童1人につき1.65㎡以上を確保する。 ・ 専用区画や設備備品等は、開所している時間帯を通じて専用とするが、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。 	第9条	〃

	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の使用する設備、食器等または飲用する水についての衛生管理に努める。 ・ 感染症または食中毒の発生、まん延の防止措置に努める。 ・ 必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理する。 	第13条	国の基準どおり
	開所時間、開所日数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開所時間は、小学校の休業日については1日8時間以上、それ以外については1日3時間以上を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業終了時刻等を考慮して事業者が事業所ごとに定める。 ・ 開所日数は、年間250日以上を原則として、保護者の就労日数、小学校の休業日等を考慮して事業者が事業所ごとに定める。 	第18条	〃
その他の基準	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努める。 ・ 避難および消火訓練は、定期的に行う。 	第6条	〃
	平等取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、利用者の国籍、信条、または社会的身分による差別的取扱いをしてはならない。 	第11条	〃
	虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為（身体暴行、わいせつ行為、著しい減食、長時間の放置、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える言動等）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	第12条	〃
	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・ 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。 	第16条	〃
	保護者、小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に保護者と密接な連絡をとり、相互理解に努める。 ・ 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援にあたる。 	第19条 第20条	〃
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、事故が発生した場合は、速やかに保護者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 ・ 事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。 	第21条	〃
	苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ・ 事業者は、市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行う。 	第17条	〃
	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておく。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的および運営方針 ② 職員の職種、員数、職務内容 ③ 開所している日および時間 ④ 支援内容および保護者が支払うべき額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項 	第14条	〃
	帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、職員、財産、収支および利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておく。 	第15条	〃